



きりん通信No.120

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333-0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423-2395 FAX 048-423-2394



URL : <https://www.sr-kirin.jp/>

e-mail : kirin@sr-kirin.jp

2025年(令和7年)11月号

相談しやすい、分かりやすい
信頼と安心をお届けします

トピックス

高市総理が所信表明演説「今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る」

今の暮らしや未来への不安を希望に変え、強い経済を作る。そして、日本列島を強く豊かにしていく。世界が直面する課題に向き合い、世界の真ん中で咲き誇る日本外交を取り戻す。絶対にあきらめない決意をもって、国家国民のため、果敢に働いてまいります。

日本初の女性総理大臣に就任した高市総理の支持率が、82%と歴代2位の記録となっております。

「賃上げの必要性を、事業者に丸投げしてしまっただけ、事業者の経営が苦しくなるだけ」として政府の役割を示唆している点に、少なからず期待を持っています。「世界の真ん中で咲き誇る日本外交」というフレーズも素敵ですね。

日本人が、「日本は素敵な国」と口を揃えて言える。社員が「わが社はいい会社です」と誇らしげに言える。そんな政治、そんな経営がいいですね。いろいろなキャッチフレーズが出てきていますので、今後の政策に注目したいと思います。

余談ですが、2025年4月から、川口支部社労士会も川口支部行政書士会も初の女性支部長が誕生しています。

女性も男性も、楽しく生き抜ける社会を作り上げていきたいですね。忘れてはいけないのは、1人1人、自分も社会を作る一員だという事。誰かのせいにするのを止めたときから、「人生はおもしろい」ですね(^^)♪

重要・ 要チェック

令和7年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更 対応はお済みですか？

厚生労働省では、年度の始めや半ばに、同省関係の主な制度変更を表にまとめて公表しています。「令和7年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更」も公表されていますので、特に、雇用・労働関係の変更については、対応できているか否かを、今一度ざっと確認しておきましょう。

令和7年10月からの厚生労働省関係の主な制度変更(抜粋)

【雇用・労働関係】

- **最低賃金額の改定**……すべての労働者とその使用者が対象
 - すべての都道府県において、時間額63円から82円の引上げとなる(全国加重平均1,121円)。令和7年10月1日から順次適用。埼玉県は11月1日適用。
- **教育訓練休暇給付金の創設**……雇用保険の一般被保険者が対象(その雇用する一般被保険者が受給するためには、事業主においても就業規則の整備や手続について一定の対応が必要)
 - 労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付(基本手当)に相当する給付として賃金の一定割合を受給できるようになる。
- **子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充**……すべての事業主と労働者が対象
 - 3歳以上小学校就学前までの子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を複数講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、子が3歳になるまでの適切な時期に、当該措置の個別の周知と利用意向の確認を義務付ける。
 - 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の適切な時期に、労働者の仕事と育児の両立に関する意向を個別に聴取し、当該意向に配慮することを事業主に義務付ける。

★未対応の制度変更がある場合は、制度の説明・対応に向けたアドバイスなどをさせていただきますので、気軽にお声掛けください。

要確認

令和6年度の雇用均等関係法令の施行状況 是正指導が最も多かったのは？

厚生労働省から、「令和6年度 雇用環境・均等部(室)における雇用均等関係法令の施行状況について」が公表されました。そのポイントを紹介します。

※ここでいう雇用均等関係法令……「男女雇用機会均等法」、「労働施策総合推進法(パワハラを規定)」、「パートタイム・有期雇用労働法」、「育児・介護休業法」の4法をいいます。

<是正指導の状況>

●全体

- ・雇用環境・均等部（室）が行った雇用均等関係法令（4法）に関する是正指導件数は、44,436件であった。
- ・内訳をみると、男女雇用機会均等法関係が5,087件（構成割合11.4%）、労働施策総合推進法関係が2,720件（6.1%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が28,299件（63.7%）、育児・介護休業法関係が8,330件（18.7%）であった。



●是正指導が行われた件数が最も多かった

「パートタイム・有期雇用労働法関係（28,299件：構成割合63.7%）」における指導事項の内容

- ・是正指導の対象となった事項は、「第6条第1項関係（労働条件の文書交付等）」が6,899件（24.4%）と最も多く、次いで「第14条第1項関係（措置の内容の説明）」が4,612件（16.3%）、「第13条関係（通常の労働者への転換）」が3,821件（13.5%）、「第8条関係（不合理な待遇差の禁止）」が3,653件（12.9%）、「第17条関係（短時間・有期雇用管理者の選任）」が2,927件（10.3%）となっている。

★公表された施行状況では、是正指導の状況の前提として、相談の状況も集計されており、また、4法ごとに、相談の状況、是正指導の状況などが集計されています。雇用均等関係法令への対応に問題がないかを確認する際の参考になると思いますので、必要であれば、気軽にお声掛けください。

まずは、「労働条件通知書の適切な時期の交付」を確実に習慣化していきましょう！法令遵守を実現すると、助成金の活用もスムーズにいきますので、労務管理の整備は一石三鳥の価値がありますよ！

要確認

今年も例年通り実施 協会けんぽの被扶養者資格再確認

協会けんぽでは、保険給付の適正化を目的として、健康保険の被扶養者となっている方が、現在もその状況にあるかを確認するために、毎年度、被扶養者資格の再確認を実施しています。

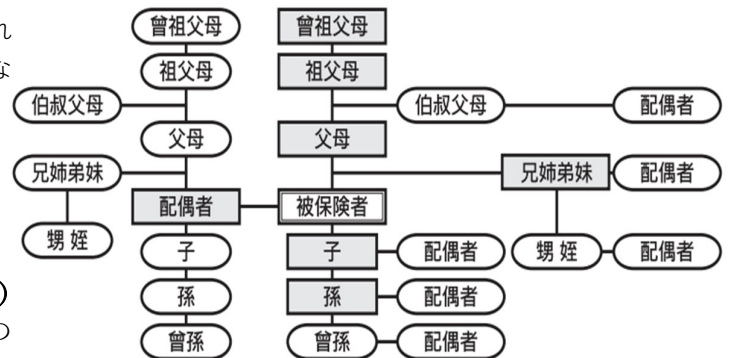
10月下旬から順次「被扶養者状況リスト」が送付されていますのでご対応下さい。なお、再確認の対象者がいない場合は、被扶養者状況リストは送付されません。

●確認観点

- ①他の健康保険に加入していないか
- ②同居が必要な続柄の者が別居していないか
- ③被扶養者の年収が収入要件を満たしているか
※被扶養者の年収130万円未満（被保険者年収半分未満）
- ④被扶養者の年収が130万円を超過している場合は、その原因が人手不足による一時的なものであるか

被扶養者の範囲

- : 被保険者と同居していなくてもよい人
- : 被保険者と同居していることが要件の人



要確認

2025年12月2日以降、

従来の健康保険証はお使いいただけなくなります。



おいらせ チームきりんに新しい仲間が増えました！

9月入所の明智に続き、新しい仲間が2人増えました。子育て世代のパートスタッフですが、管理部門事務の経験も豊富で、期待の新人です。奇遇にも2人とも同じ名前「ユウコさん」。ダブルユウコで仲良く成長してくれることを期待しています(^^) 来月号で自己紹介掲載予定ですので、何卒よろしくお願いたします。余談ですが、きりん事務所では毎回ハローワークのみの求人です。今回は、3カ月間掲載しましたが、12名の応募を頂きました。もちろん、費用はゼロ円です。

求人にお悩みがありましたら、是非一度ご相談下さい。

◆武田信玄の名言◆一生懸命だと知恵が出る、中途半端だと愚痴が出る、いい加減だと言いつけが出る◆

物事に一生懸命取り組めば自然と工夫し知恵が出る。中途半端だと責任転嫁をしまい愚痴が出る。いい加減に取り組めばそれを隠そうと言いつけが出る。武田信玄は、文武両道で仏教に深い信仰も持つ、文化的な戦国武将だったそうです。彼の武将としての振る舞いは、今の労務管理にもとても為になるお話が多いですね。